野龍氏は、リオ州特産の蔗を以て、製粉業を起こすべしと稱し居れり。蓋しベロポリス附近の蔗の長大なると世界無比にて、伯國人は未だ蔗を以て製粉とすべきを知らざるなり。

五　茶畑

伯國人の間にも印度其の他を視察して、茶の栽植に手を染めんとする者あり。併しながら眞劍に茶の栽植に取り掛りたる者未だ見へず。伯國は珈琲の本家本元なれば、茶の栽植に本氣に爲らざるも理りあれども、珈琲にのみ熱心して茶の栽植を等閑に附するは、甚だ理りなし。乃ちサント・アントニオ耕地に入れる隈部三郎氏の如きは、同殖民地に入るや、先づ第一着手に茶の栽植に取り掛りたり、蓋し見る所あるが故なり。余は我日本人が珈琲地たるサンパウロ州以外に於て、大に茶業を昌んにせんことを望む者なり。

六　製材業

伯國全州到る處良木珍材に富めるは世人の知る所なり。獨逸人はグランデ・ド・スール州にて製材業を興こし今や、蔚として一大富源と作れり。同事業は養豚又は菜果業に比ぶれば、多額の資本と勞力とを要すと雖も、遺利の大なるも亦た從つて多し。

第十八　米作

南米諸國中、最も米食を喜び且つ米穀の輸入多きは伯剌西爾なり、統計に徴するに、一千九百三年には七十二萬六千五百八十九噸の輸入あり、一千九百四年には六十一萬三千四百六十一噸の輸入をなし居れり。而して內地の米作如何と言へば、前揭の如く米の輸入あるにも拘らず、米作に着手せる者は少きは驚くべし。

今、實際を檢するに、サンパウロ州のイクワッペ地方の如きは專業に米作に從事せる者あれども、ミナス・ジラエス州の如き、又はパラナー州の如き米作の好望地を以て稱せらるゝに拘らず、米作の方法を知る者尠く、偶々之あるも拙劣にして、山地又は水澤の地に米質を撒布するに止り、其の後一回だも除草等の手入を爲さゞるなり。然かも種量一リートル（我五合匂）に付、收獲は七十乃至九十リートル、即ち我三斗八升五合乃至四斗九合強の結果を現はし居れり。因に、伯國內地の米作は九月播種して、翌年三月收獲するといふ。

總じてパイヤ以南の諸州、特にサンパウロ州、又はパラナ州又はミナス・ジラエス州の如き、到る處河川泉流あるを以て、灌漑極めて便なるのみならず、冬季の乾燥等に於ても、灌水に不便を感ずるとなく、夏季には毎日定時必らず驟雨の來るあるを以て、稻田の乾涸或は龜烈の患なきのみならず、田水過剩の際には、水渠を作りて近傍の河流に注導するを極めて容易なり。今、簡單に伯國に米作の好望なる條項を擧ぐれば、

(1) 土地氣候及水利に便なる事
(2) 內地需用の旺盛なる事
(3) 經營費の寡少なる事

にて、余輩は故杉村公使と同じく伯國を以てテキサス以上の米作地なりと信ずるなり。若し我日本人にして、ミナスジエラエス州、或はリオ・デ・ジャネイロ州、又はパラナー州等に散在せんか、余は先づ第一に米作に着手して、大に日本人の特長を發揮せんことを希望す。

第十九　貿易

其の輸出額は、四千四百六十四萬三千四百十三磅（即ち我四億の四千六百十圓）にして輸入額は、四千四百六十三萬二千二百五十二磅（即ち我四億四千六百三十二萬二千五百二十圓）と爲す、即ち亞爾然丁等と同じく、輸出額は輸入額の上に出づ。

而して重要輸入品は、製造品最も多く、食料品第二位を占め、次いで礦物、動物

といふ順なるが、輸出品にては、第一、珈琲。第二、護謨。第三、皮革類。第四、エルバ、マテ。第五、棉花。第六、コーア。第七、煙草の順序なるが、珈琲の輸出額は、二億一千四百二十萬五千百五十圓の巨額に出て居れり。

貿易關係の厚きは、輸入品にては英國第一、その額七千九百三十一萬圓に出て、輸出品にては北米本土に輸送せらるゝもの一億八千三百六十萬圓餘に出づ。英國に次いで輸入國の大なるは北米合衆國にして、第三位を占むるは獨逸なり。續いて亞爾然丁、佛蘭西、葡萄牙、英領諸國、ウルグアイ、白耳義、伊太利の順序にして、輸出國にては、北米合衆國を筆頭として第二位は、英國次いで獨逸、續いて佛蘭西、亞爾然丁、白耳義、ウルグアイ、葡萄牙の順序とす。

今、千八百年以來の輸出入額を見るに、例年輸出の超過を見ると左の如し。

	輸入	輸出	輸出超過
千八百八十四年	七五、六〇〇千弗	九七、二〇〇千弗	二一、六〇〇千弗
千八百八十五年	六六、二〇〇	八五、八〇〇	一九、六〇〇
千八百九十年	一一五、八五七	一四一、五六九	二五、七一二

千八百九十五年	七五、〇四三	六六、一五八
千九百年	九七、三三〇	六八、一三一
千九百四年	一二四、三〇一	六四、八八四

年に依りて輸出入額に異動あれども、輸出の超入に超ゆると依然として異るとなし。若し伯國にして今少しく移植民増加し、その人口増殖せば、更に著しき數字を現はすに至るべし。

第二十　日本、商店及商品

商業の上より見れば、我國と伯國とは我帝國公使館所在地なるにも拘らず、移殖民の關係が成立したりしにも拘らず、亞國に比ぶれば極めて微弱なるは面白からず。即ち伯國に於ける日本商人は、首府のリオ・デ・ジャネイロ市に二戸、サンパウロ市に一戸、店を構へるは僅に此の三ッに過ぎず。而して伯國市場に於ける日本商品は漆器陶器の類最も多く、その他室内粧飾品と雑貨類を見るのみ。距離の遠隔なが故にもあれど、西海岸に於ける秘露及智利に比ぶ

れば、甚だ振はず。但し機敏なる獨逸商人は、我製品を模造して日本製の名の下に陶磁器を輸送し、伊太利米の優品を送りて、日本米と呼び居れるは、我商人の注意を拂ふ屈強の材料なるべし。

因に　伯國市場の我製品は、伊太利のセノアを經過し、伯國に來る者多し。故に伊太利米を以て日本米なりとするが如きは怪しむに足らず。今日我商品の輸送著しからざるは、日本品の一ト手販賣者の觀ある支那商人の入國數きと、航路の遠隔なるが故にして、若し我汽船にして度々往復するに至らば、期せずして伯國内地に日本商品が散布せらるべし。余は伯國を以て移植民の發展地たるのみならず我商人の發展地たらんことを望んで已まず。

第二十一　見込多き日本商品

左に伯國に輸出して、見込ある日本商品の重なるものを掲ぐべし。

一　雜貨品

玩具　但し人形類最も良し。陶器製、紙製、函根細工、意匠奇拔にして、價格の高からざるもの

竹細工　籠各種、其の他美術的組上品、簾等

漆塗　手袋箱、茣箱、小テーブル、花鳥を現はせる漆塗類

金屬製品　インキ壺、茣灰皿、寫眞插、擬造花鳥、人物を金色銀色にて現はせるもの

絹張團扇　美人を描けるもの最も妙とすべし、寒冷紗張も亦た大に好し

扇子　紙質は可成薄く、日本書にして鮮麗なるもの

二　綿製品

婦人服　派手なるが好し、藍地藍縞は可ならず

瓦斯ウエースト　白地、水色、肉色等に刺繍あるもの

靴下　男女共に好し。但し婦人用は絹製と同じく、成るべく薄きを撰ぶべし、色は黒色

ハンカチーフ　寸法は絹製のものと同斷、地質薄く、白地にて麻製擬へのものよし

三　紙製品

ナプキン紙　紙質の薄からざる方よし、模様は派手な方

土佐紙　但し複寫用、大さ19 inch × 24 inch 乃至20/12 × 24inch

寫眞帖　日本風景及美人

紙製帽子及面　カルナバル祭の道化假裝に用ゆるもの、價廉く可笑味たつぷりのものよし。

四　絹物類

ハンカチーフ（縁付）　男子用女子用共に需用あり、地質好きは關稅の爲に元價高く爲りて利益尠なく安物販路多し。白地、又は綠に薄桃色、水色の模

樣ある白色のもの、賣行よし。

刺繍

女着物、額、小テーブル掛、ピヤノ掛、壁掛、長椅子の枕、ウエースト屏風（同じ屏風にても稅額同じければ上等品を妙とす）凡て色合は黒きものを喜ばず、ウエーストは白色、水色、桃色。

綸羽二重　白地、桃色地、水色地、藍の堅綸宜し、羽二重は無地にて各種の染色需要あり、格子綸は白地に黒の格子若くは鼠格子。

コース卓掛　但し刺繍あるもの。

綸及羽二重の肩掛　白地にて同色の刺繍あるもの、又黒地に刺繍あるもの宜しく、薄桃色のものも宜し。寸法は四十インチ以上の大きさ、三十六吋の出來合は不向

絹製メリヤス製婦人靴及足袋　丈の長さ五十二センチメートルにて體の前面をレースにて綸めるもの、白色好極薄桃色。地質は絹糸光澤ありて薄きもの。

絹メリヤス手袋　前同斷、十八吋（指端より計りたるもの）、地質、地色等前同斷
絹製頸巻　シカン巻と稱するもの、地色、縞柄等はいろ〳〵

第二十二　開店費

伯國の市街に於て、日本商店を開かんとするに、幾何の費用を要する乎。
左にサンパウロ市に於ける稍々中等に屬する開店費用の概略を擧ぐれば

一店賃	一ヶ月に付八百ミルレース	
二營業稅	同上大數八十五ミルレース	
三雇人二人給料同上	三百ミルレース	
小計	千百八十五ミル	

右は商店直接の經費にして、之に

四生計費　一ヶ月に付一千二百ミル

を加へば、總計二千三百八十五ミル、即ち千六百三十一圓の金額を要するな

り。

第二十三　貿易に關する注意

伯剌西爾に貿易を行はんとする者の注意二三を擧ぐれば

一　伯國の風習に通じ其の嗜好に投ずるに努むる事
二　獨英の商人と競爭するの覺悟ある事
三　通貨の昇降常ならざる事
等を大體の注意とし、小目に入りては
四　伯國の關稅は從量稅なる事
五　インブオイス及びカタログの類は一切葡國語を用ゆる事
の如きは重もなる注意にして、その他秘露、智利、亞爾然丁の部に揭げたる貿易に關する注意を參考あるべし。

第二十四

一　移民の申込及手續

皇國殖民會社が第一回伯國移民募集の際に移民應募者に示せる渡航心得を掲げて、移民の渡航心得に充つるは穩當なるべし。

（イ）當社の募集に應せんとする時は、醫師の診斷書及町村長の證明書に戸籍謄本を添へ、本社又は出張所代理人事務所に申込を爲すべし

本社又は出張所代理人に於て前項の資格に適合したるものと認むるときは直に旅券出願書類を本人に相渡すべし

（ロ）移民は前項書類を受取り遲滯なく出願手續を爲すべし、此時金五圓を會社に納むべし

（ハ）移民の出願に對し渡航許可ありたるときは、會社又は代理人より本人に通知すべきを以て、此通知を受けたる時は、渡航周旋料の殘額金貳拾圓

を直に會社に拂ふべし

（ニ）移民自己の都合にて渡航の中止を爲し又は違約したるときは、會社は已に塲したる手數の實費として金五圓を受取るべし

（ホ）移民の出發は乘船地及時日を指定し、豫め會社又は代理人より通知すべきに依り、本人は渡航許可の通知ありたる時は、何時にても出發し得べき樣凡ての準備を整へ置くべし

（ヘ）移民は出發の通知を受け乘船地に到りたる時は、會社の指定せる旅館に投宿すべし

（ト）乘船地に於て勝手に他に投宿するときは、乘船の手續に洩れ渡航し能はざる不幸を來たす事あるべきに付き、深く注意あるべし

（チ）若し乘船地に於て檢査の際不合格と爲り乘船し能はざるときは、渡航周旋料の全額を會社より返却すべし

（リ）移民は確實なる保證人二名を要し契約書に調印するを要す

（ヌ）移民にして戸主にあらざるときは戸主の同意書を要するものとす。

二　乗船及上陸の注意

（イ）一切日本服を持参すべからず

（ロ）移民は太洋航海の汽船中に在ては、毎日數時間甲板に出て、充分に運動すべし、終日臥床するは眼疾を招くの基にして、爲めに充血等を起し、上陸の際移民檢疫官に拒絶せらるゝ恐あり

（ハ）自用の洗面金盥及手拭は決して他人に貸すべからず、是れ「トラホーム」其他眼疾感染の恐あればなり

（ニ）乘船中は一定の喫煙室の外にて喫煙すべからず

（ホ）通常旅行中に在ては白人と云はず何人の面前に於ても肌を顯はすべからず、若し其必要なる時は自分の室に於てなすべし、卑猥の言語行動は街路或は旅行中には特に愼むべし、大小便の際最も注意すべし

（ヘ）旅行中汽車汽船に於ては特に定められたる場所以外にて飲食すべからず

（ト）移民は品行方正なるは勿論特に賭博は嚴禁せられたる事を記憶すべし萬一本社出張役員に於て其行爲ありたる事を探知したるときは、日本へ送還せらるゝ事あるべし、而して此の場合の費用は、一切移民の自辨にして會社は其義務を負擔せざるべし

（チ）代理人及旅館に於て船賃其他定額以外に若し金錢を要請することあるも一切應ずべからず尙此の如き事實あらば遠慮なく會社に申出らるべし

（リ）移民は到着の後克く本社出張役員及社員に信頼し其命令に從ふ可し

三　携帶品の注意

左に伯國在留鈴木貞次郎氏の通信に基づき、移民携帶品の種類を掲ぐべし。

前掲の注意と矛盾するものあれども、参考として心得置くも可なり。

一　(1) 服装に關するもの

洋服　男子用

勞働服　木綿の縞物、紺、飛白、何れにてもよし要は丈夫向にして地織ならば尤も可なり、チヨッキはなくともよし、シャツ、ヅボン下は色の好みなし、多きを專一とす

晴着服　白、紺、カキ色等小倉服ならば尤もよし致し方なくば木綿を撰むも妨げず、之れに附屬して木綿縮のシャツ、ヅボン下、ネクタイ附一揃あらば充分ならん

二　洋服　女子用

勞働服　如何なる縞、模様を問はず丈夫向一着

晴着服　白か黒か二者の一を撰ぶべし

三　風呂敷　男はネクタイ代用として頸に巻き、女は頭に被る、模様の華美なる更紗の類をよしとす

四　中折帽子　如何なる安物にてもよし止むなくんば麥藁帽子。女子は必要なし

五　靴及靴足袋　兵士用の如き丈夫專一のものよからん

六　手拭　成るべく多く持參すべし

七　寢卷　西洋風のものよし已むなくば單衣物、袷の類

八　草履　三四足持參して可

九　毛布　赤青を撰ばず白は汚れ易くてよからず赤色尤も妙ならんか

一〇　敷布團　航海中にも便利ならんが移民寄宿舍内に於ても勿論一枚携帶して、都合よからんか

一一　敷布團の皮　これ藁蒲團の包みとなるものなり、伯剌西爾にては藁の代はりに唐黍の殻を入る。必らず準備すべし。輕便なる寢臺を用意せば尚可也

一二　大市の白木綿　寢床を包むに用ゆ大市の白木綿七尺位を二枚縫ひ合せ持參すべし

一三　枕　座布團形のものよろし、中に綿花を入るべし

一四　油合羽　人力車夫が雨天に着せる筒袖形のものあれば甚だ好都合とす

一五　洋傘　一本

一六　布片針絲の類　忘るべからず

(2)　家具に關するもの

一　西洋皿　金物に瀨戸をかけたるものよし。人數によりて準備すべし

船中は勿論、移民收容所へ入りても、別に器物を與へざれば必らず持參すべし

二　ナイフ　フォークの類　右同樣

三　鍋類　移民家屋の圍爐裡は其の構造異り居れば日本風のもの良しからず、日本鍋は大にして且つ破壞し易し

四　湯沸かし　日本の藥鑵又は鐵瓶にてよろし

五　湯呑み　鐵に瀨戸をかけたるものにても可なり

六　料理庖丁の類　數丁

七　辨當箱　耕地にては畑にて晝食する習慣あれば必要多しブリキにて蓋をつけたるものを作り來るべし軍用行厨最妙なり

八　水樽　大さ一升入二升入適宜に作るべし

九　バケツ　一箇持參すべし

一〇　洗面盥　トタン、ブリキ、好むに任かす船中にても必要あり

一一　ガンテラ　ブリキ製を持參すべし

一二　ドンブリ、及茶碗類　大小數箇有りてよし

一三　椅子　安價なるもの二、三脚、必ずしも之を要するにあらず

(3)　農具に關するもの

鉈、唐鍬、鋸、木伐り鎌、マサカリの類は携帯してよし米作を試みんとする人は稻をこき落す道具を用意せば都合よからん

(4) 雜種

一　剪刀と鋏　舞國にては理髮料甚だ不廉なるが故に必要最も多し

二　容れ物　柳行李又は竹行李、箱を作るものとせば成るべく奇麗になし到着後棚として利用し得る樣作製すべし

三　藥品　持病ある者は勿論何人も多く持參すべし

概要を示せば

一　下痢劑　二　發汗劑　三　傷藥及消毒劑　四　眼藥　五　實丹、清心丹等

必ず携帶すべし

この外書簡用、齒磨き類等日常必要のものは、成るべく多く持參するを要す。

附錄

第一　外國旅券規則摘要

外務省令第一號

外國旅券規則左の通相定む

明治四十年三月十五日

子爵　林　董

外國旅券規則

第一條　外國へ旅行する者に下付する旅券は外務大臣之を發給し外國に於ては帝國大使公使領事官及貿易事務官をして之を發給せしむ

第二條　旅券の下付を請ふ者は書面に左の事項を記載し之に戸籍謄本又は其の氏名、本籍地及身分を證明すべき文書を添附し內國に於ては本籍地又

は所在地の地方上級行政廳（東京府下に在りては移民に限り警視廳）關東州に於ては關東都督府、外國に於ては在外公館に出願すべし但し關東州に於ては關東都督、外國に於ては帝國大使、公使、領事官又は貿易事務官の認定に依り戸籍謄本又は其の他の文書の添附を省略せしむることを得

一氏名（片假名を以て傍訓を附すべし）

二本籍地（本籍地と所在地と異なるときは所在地を併記すべし）

三身分（戸主、家族の別家族なるときは戸主の氏名及戸主との續柄を記載すべし）

四年齢（滿何年若は何年何月何日生）

五職業

六旅行地名

七旅行の目的

旅券の下付を請ふ者北海道又は長崎縣下對馬國に本籍地若くは所在地を有するときは前者は函館支廳に後者は對馬島廳に出願することを得

第三條　臺灣に於ける旅券の下付は臺灣總督の定むる所に依る

（本文省略）

第四條　韓國に在る帝國臣民に對する旅券の下付は統監の定むる所に依る

第五條　內國、關東州及韓國以外の外國に在る韓國臣民の旅券の下付及査證に對しては本令の規定を準用す但し內國に於ては北海道廳、東京府、京都府、大阪府、神奈川縣、兵庫縣、長崎縣、新潟縣及福井縣に限り旅券の下付を出願することを得

前項出願の場合に於ては本籍地の記載及戸籍謄本の添付を省略せしむることを得

第六編（省略）

第七條　移民保護法の規定に依り移民取扱人に依る移民又は保證人を要する移民にして第二條の出願を爲すときは移民取扱人又は保證人の連署を要す

第八條　第二條の規定に依り丙國及關東州に於て旅券の下付を受くる者は一枚に付き金一圓に相當する收入印紙を旅券領收證に貼付すべし外國に於て帝國大使及公使の徵收すべき旅券下付手數料は明治三十三年外務省令第三號の規定に依る

第九條　旅券の下付を受くる者は其の券面に署名すべし若し署名すること能はざるときは代署せしめ本人之に實印を押捺すべし

旅券面に查證あることを必要とする國に旅行する者は其の定むる所に依り查證を受くべし

第十條　左の各號の一に該當する者は旅券の下付を受くることを得ず但し第三號に該當する者は清國又は韓國に旅行せむとする場合を除くの外此の限に在らず

一　豫戒命令中の者

二　清國又は韓國在留禁止命令中の者

第十一條　第二條の規定に依り旅券の下付を受けたる後六箇月以內に出發せざる者は旅券を返納すべし

第十二條　旅行者歸國若くは歸着したるときは旅券を返納すべし

旅券の下付を受けたる者死亡したるときは其の遺族より之を返納すべし

第十三條　商業漁業其の他職業の爲特定の地に數次往復する者は歸國若は歸着毎に其の旅券を返納することを要せず但し旅券領收の日より三箇年を過ぎて歸國若くは歸着するときは之を返納すべし

前項特定の地は外務大臣之を告示す

第十四條　旅行十年に及び歸國せる者は旅券を領收したるときより十年以內に帝國大使、公使、領事官又は貿易事務官の查證を受くべし其の後十年に及ぶ毎に亦同じ

第十五條　旅券の下付を受けたる者第十條各號の一に該當するに至りたるとき又は第二條第一項第一號乃至第三號第六號及第七號の事項に變更を

生じたるときは直に旅券を返納すべし

第十六條　旅券を紛失したるときは直に届出づべし之を發見したるとき亦同じ

第十七條（以下省略）

第二　移民保護法摘要

移民保護法は第二十九年法律第七十號を以て發布されたるものにして、其の後第四十年六月四日、移民保護法施行細則及取扱手續を發布されたり。左に移民保護法本文を掲げて、施行細則等は之を省く。

第一章　移民

第一條　本法に於て移民と稱するは勞働に從事するの目的を以て清韓兩國以外の外國に渡航する者及其家族にして之と同行し又は其の所在地に渡航する者を謂ふ

前項勞働の種類は命令を以て之を定む

第二條　移民は行政廳の許可を受くるに非されは外國に渡航することを得ず

渡航の許可は其の許可の日より六箇月以内に出發せざるときは效力を失ふものとす

第三條　行政廳は渡航すべき地の情況に因り移民取扱人に依らざる移民を保證人を定めしむることを得

して適當と認むる二人以上の保證人を定めしむることを得

保證人は移民の疾病其の他困難の場合に於て之を救助し若は歸國せしむべし又行政廳に於て移民を救助し若は歸國せしめたるときは其の費用を辨償すべし

第四條　行政廳は移民保護の爲め若くは公安保持の爲め又は外交上必要と認むるときは移民の渡航を差止め又は其の許可を取消すことを得渡航差止中の日數は第二條第三項の期間に算入せず

第二章　移民取扱人

第五條　本法に於て移民取扱人と稱するは何等の名義を以てするに拘はらず移民を募集し又は其の渡航を周旋するを以て營業と爲す者を謂ふ

移民取扱人は行政廳の許可を得て移民と直接の關係を有する業務を營むことを得（四十年四月法律第三十三號を以て追加［同年七月一日より施行以下倣之］）

第六條　移民取扱人たらんと欲する者は行政廳の許可を受くべし

移民取扱人の許可は其の許可の日より六ケ月以內に營業を開始せざるときは効力を失ふものとす

第七條の一　帝國臣民又は帝國臣民のみを社員若くは株主とする商事會社にして帝國に於て主たる營業所を有するものに非ざれば移民取扱人たることを得ず（三十四年四月法律第二十三號を以て改正）

前項の外移民取扱人に要する資格は命令を以て之を定む

第七條の二　移民取扱人は渡航の周旋を爲したる移民に對し渡航の日より

滿十ケ年間第三條第二項に規定したる保證人の義務を負ふ（同上追加）

第八條　行政廳は移民取扱人の行爲法律命令に違反したるとき若くは公安を害するものと認むるとき又は移民取扱人保證金の納付を遲滯したるときは其營業を停止し又は營業の許可を取消すことを得

第九條　移民取扱人は營業を停止せられ又は休業したるときと雖も既に渡航せしめたる移民に對し契約の履行を中止することを得ず

第十條　移民取扱人代理人を定め其業務を行はしむるときは命令の定むる所に依り行政廳の許可を受くべし

第十一條　移民取扱人は業務擔當社員若くは取締役又は代理人を在留せしめざる地に移民を渡航せしむることを得ず

第十二條　移民取扱人は移民として渡航する者に非ざれば其の周旋又は募集を爲すことを得ず

第十三條　移民取扱人は勞働契約に因り渡航する移民の渡航の周旋又は募

集を爲すときは移民と書面契約を爲し行政廳の認可を受くべし(三十四年四月法律第二三號を以て改正)

前項契約に必要なる條件は命令の定むる所に依る

第十四條　移民取扱人は手數料の外何等の名義を以てするを問はず移民より金錢又は物品を受くることを得ず但し其手數料は豫め行政廳の認可を受くべし(三十四年四月法律第二三號を以て改正)

第十五條の一　移民取扱人移民を募集するときは出發せしむべき期日を豫定して之を示すべし移民取扱人正當の理由なくして豫定の期日内に移民を出發せしめざるときは其の出發延期の爲に生ずる移民の費用を負擔すべし

第十五條の二　行政廳は必要と認むるときは移民取扱人に同業組合の設立を命ずることを得(四十年四月法律第三十三號を以て追加)

同業組合は法人とす(同上)

同業組合に關する規程は命令を以て定む(同上)

附錄

第三章　保證金

第十六條　移民取扱人は行政廳に保證金を納付したる後に非ざれば其營業を開始することを得ず

保證金額は一萬圓以上とし行政廳之を定む

第十七條　行政廳は必要と認むるときは保證金額を增減することを得但し前條の金額以下に下すことを得ず

第十八條　行政廳に於て移民取扱人移民に對し契約を履行せず又は第七條の二に規定したる保證人の義務を履行せずと認めたるときは保證金より其の費用を支出して移民を救助し又は歸國せしむることを得(三十四年四月法律第二三號を以て改正)

第十九條　移民取扱人死亡、解散、營業許可の取消又は其他の理由に依り營業を廢止するも保證金は行政廳に於て領置の必要ありと認むる間は其の全

部又は一部を還付せざることを得

第二十條の一　移民取扱人營業中及前條行政廳に於て保證金領置の必要ありと認むる間は移民又は其の相續人が本法に從ひたる契約に基き權利を執行する場合の外何人と雖も保證金に對して債權取立を爲すことを得ず

第四章　移民運送船（四十年四月法律第三十三號を以て追加）

第二十條の二　本法に於て移民運送船と稱するは命令を以て定むる地方に渡航する五十人以上の移民を搭載する船舶を謂ふ

第二十條の三　移民運送船に依る移民の運送は行政廳の許可を受くるに非ざれば之を爲すことを得ず

前項の許可を受けたる者は行政廳の定むる所に依り保證金を納付すべし

第二十條の四　行政廳は前條の許可を受けたる者の行爲にして法令若くは許可の條件に違反したるとき又は移民の利益を害するものと認むるときは其の許可を取消すことを得

第二十條の五　移民運送船に依り移民の運送をなさんとするものは其の運送賃に關し豫め行政廳の許可を受くべし

第二十條の六　行政廳は移民運送船の發着港を指定することを得

第二十條の七　行政廳は移民運送船の船長をして運送移民に關する諸般の報告を爲さしむることを得

第五條　雜則（四十年四月法律第三十三號を以て追加）

第二十條の八　金錢貸付を業とする者にして移民に對し渡航費其の他渡航の準備に必要なる金錢を貸與するときは其の條件に付き豫め行政廳の認可を受くべし

第二十條の九　移民出發港に於て移民宿泊業を營まんとする者は行政廳の許可を受くべし

前項の設可を受けたる者は移民宿泊所の設備、移民の給養竝宿泊料其の他移民の負擔となるべき事項に付き豫め行政廳の認可を受くべし

第二十條の十　移民取扱人に非ずして移民乘船に關する周旋を爲さしめんとする者は行政廳の許可を受くべし

前項の許可を受けたる者は移民乘船に關する周旋の方法及移民の負擔と爲るべき事項に付き豫め行政廳の認可を受くべし

第二十條の十一　行政廳は前二條の許可を受けたる者の行爲にして法令に違反したるとき又は移民の利益を害するものと認むるときは其營業を傍止し又は營業許可を取消すことを得

第六章　罰則（四十年四月法律第三十三號を以て第四章に改正）

第二十一條　渡航の許可を受けず又は渡航地を詐りて許可を受け又は渡航差止命令に違反して渡航したる移民は五圓以上五十圓以下の罰金に處す

第二十二條　法律命令に違反したる移民の渡航を周旋し又は渡航差止中に移民を渡航せしめたる移民取扱人及代理人は五十圓以上五百圓以下の罰金に處す

第二十三條　行政廳の許可を受けずして移民取扱人の行爲を爲したる者又は營業停止中に移民を募集し又は其の渡航の周旋を爲したる移民取扱人及代理人は二百圓以上千圓以下の罰金に處す

行政廳の許可を受けずして第五條第二項の營業を爲したる移民取扱人亦前項に同じ（四十年四月法律第三十三號を以て追加）

第二十四條　移民取扱人行政廳の許可を受けざる代理人をして其の行爲を爲さしめたるときは二十圓以上二百圓以下の罰金に處す

たる代理人亦同じ

第二十五條　第十一條、第十二條、第十三條、第十四條、及第十六條第一項に違反したる移民取扱人及代理人は五十圓以上五百圓以下の罰金に處す

第二十六條の一　誘惑の手段を以て移民を募集し若くは渡航の周旋を爲したる移民取扱人及代理人は一ヶ月以上一ヶ年以下の重禁錮に處す

第二十六條の二　第二十條の三に違反したる者は五百圓以上一萬圓以下の

罰金に處す（四十年四月法律第三十三號を以て追加）

第二十六條の三　第廿條の五に違反したる者は二百圓以上三千圓以下の罰金に處す行政廳が移民運送船の發着港を指定したる場合に於て其の指定に違反したる者亦同じ（仝上）

第二十六條の四　第二十條の七に依り行政廳の命じたる報告を爲さゞる者は五十圓以上三百圓以下の罰金に處す（同上）

第二十六條の五　第二十條の八、第二十條の九及第二十條の十に違反したる者は百圓以上千圓以下の罰金に處す（同上）

第二十七條　本法の罰則は商事會社に在ては其の各條に掲ぐる行爲を爲したる業務擔當社員又は取締役に之を適用す

第七章　附　則（四十年四月法律第三十三號を以て第五章を第六章に改正）

第二十八條　本法施行以前より當該官廳の許可を受け營業する移民取扱人は本法施行の際別に許可を受くるを要せず本法の規定に依り其の營業を繼續することを得但し營業を繼續せざるときと雖も其の既に納附したる保證金に對しては仍本法の規程を適用す

第二十九條　本法は帝國と締結したる特別の條約に基き渡航する移民及其の取扱人に適用せず

第三十條　本法施行の爲めに必要なる細則は命令を以て之を定む

第三十一條　本法は明治二十九年六月一日より施行す

明治二十七年勅令第四十二號移民保護規則は本法施行の日より廢止す

（備考）

明治三十四年法律第二十三號は同年四月八日公布

明治三十五年法律第四號は同年二月十二日公布

明治四十年法律三十三號は同年四月九日公布七月一日より施行

第三　南米諸國度量衡比較表

伯剌西爾
- 「アローバ」
- 「キンタル」

凡我三貫九百十六匁六分二厘二毛弱

同　十五貫七百三十一匁八分強

「アローベ」
- 「キンタル」
- 「アラ」

凡我三貫二十三匁九分五厘強

同　十二貫九十五匁八分強

同　二尺八寸四分九厘八毛強

バラグワイ
- 「クアドラ」

同　二百三十八尺七分八厘強

同　八平方尺一七一三

「同」
- リーグ又「レグア」

同　千六百四十五町六反十二歩強

「リブラ」
- 「アネガ」

凡我百二十二匁六分八厘八毛弱

同　七斗五升九合六勺強

ウルグワイ
同

同　一石五斗一升九合二勺強

「クアドラ」
- 「スエルテ」

同　八反一畝十八歩強

同　二千二百三丁四反三畝七歩強

「リブラ」
- 「アローバ」
- 「キンタル」

凡我百二十二匁四分九厘強

同　三貫〇六十二匁三分五厘五毛強

亞爾然丁
- 「フラスコ」
- 「バリル」
- 「ビエ」
- 「バラ」
- 「クアドラ」

同　十二貫二百六十七匁五分六厘強

同　一升三合二勺弱

同　四斗二升一合四勺強

同　九寸五分三厘強

同　二尺八寸六分弱

智利
- 「リブラ」
- 「キンタル」
- 「アアネガ」

同　一町七反一畝餘

凡我百二十二匁六分五厘一毛強

同　十二貫二百六十六匁強

同　五斗〇三合強

秘露	「バラ」	同 二尺七寸九分六厘八毛弱
	「リブラ」	凡我百二十二匁六分八厘八毛弱
	「キンタル」	同 十二貫二百六十六匁强
	「バラ」	同 二尺七寸九分六厘八毛弱
ボリヴヰヤ	「マルク」	凡我六十一匁三分二厘六毛弱
ベネヅエラ	「リアラ」	凡我百二十二匁九分〇六毛弱
	「アローバ」	同 三貫七十二匁六分二厘五毛弱
	同	同 八升九合五勺弱
	「フアネガ」	同 三斗一升二合四勺弱
	「バラ」	同 二尺七寸九分八厘二毛弱

南米渡航案内 終

明治四十一年七月四日印刷
明治四十一年七月十日發行

南米渡航案内奥付

定價金四拾五錢

著者 横山源之助
東京市本郷區弓町壹丁目八番地
發行者 村上俊藏
東京市本郷區弓町壹丁目八番地
印刷人 飯村辰之助
東京市牛込區市谷加賀町壹丁目十二番地
印刷所 株式會社秀英舍第一工場
東京市本郷區弓町壹丁目八番地
發行所 成功雜誌社
●本社振替貯金番號二二〇九番●電話下谷二三七一番

不許複製

大賣捌所 東京堂。東海堂。北隆館。良明堂。至誠堂。盛春堂。東亞堂。上田屋。盛文館(大阪) 太華堂(大阪) 外全國各書店雜誌店。

成功雜誌社發行書目錄

◎雜誌 成功

《毎月一回一日發行》（明治三十五年十月創刊!!!）

定價
●一冊金拾錢郵税一錢
●六冊郵税共金六拾錢
●十二冊郵税共金壹圓拾錢
●切手代用一割增

▲立志獨立を欲する者は本誌に來れ
▲世界的大國民たらんとする者は本誌に來れ
▲修學處世の要道を知らんとする者は本誌に來れ
▲激勵慰藉を得んとする者は本誌に來れ
▲現代成功と海外活動とを欲する者は本誌に來れ
▲本誌は進歩的現代の鹽也、光明也、羅針盤也、水先案内者也、現代に呼吸する者、一日も本誌を讀まざるべからず!!!

◎雜誌 探檢世界

《毎月一回五日發行》（明治三十九年五月創刊!!!）

定價
●一冊金十二錢郵税一錢
●六冊郵税共金七拾錢
●十二冊郵税共金壹圓卅五錢
●切手代用一割增

曩に露の强猛を挫きて一躍直に世界一等國の列に入りし我國も、躊躇逡巡現在の如く、意氣銷沈現在の如くにては、到底其の實質に於て世界一等國の面目を保持するを得ず、此時に當りて何物か最も我國民に必要なる、噫論ずるを止めよ、國民の島國的根性を打破して、其腦中に探檢的思想を詰込む事是のみ、噫探檢!!!探檢!!!何等最急必要の題目ぞ、英國の起るも之を以てし、米國の起るも之を以てす、今日の我國民たる者、此際奮つて、此最急必要の題目に關する知識を養ひ、勇氣を養ひ、以て將來の天地に活躍飛翔する所なかるべからざるなり、噫、天道聲無し人をして言はしむ、余輩は今や、天に代つて此一大任務を我が大和民族の間に行ふあらんとす、前程、途遙にして任重しと雖も、請ふ滿身の鋭氣を振つて事に茲に從はん。

（毎月一回七日發行）

◎雜誌 殖民世界

（明治四十一年五月創刊!!!）

本誌綱領!!!

▲本誌は本邦に於ける殖民志望者の唯一伴侶と爲り、海外に於ける總ての有利事業有望職業を同胞に向ひて紹介せんことを期す。

▲本誌は大陸的世界的の實業家を、我國民中に養成せんが爲め能ふべき丈有益なる商業工業農業等の材料を掲載せんことを期す。

▲本誌は現に海外に活動しつゝある我が同胞の益友を以て任じ其智識上に於て得る所多からしむると共に之が最大の慰籍者たらんことを期す。

▲本誌は能ふべき丈海外に於ける新通信を掲げ、以て讀者をして新時代の趨向を熟知せしめ、一世の指導者、率先者たらしめんことを期す。

定價 ●一册金十二錢郵稅一錢 ●六册郵稅共金七拾錢 ●十二册郵稅共金壹圓卅五錢 ●切手代用一割增

◎見よ海外活動者必讀書!!!

墨士哥新視察者 前代議士 鎌田三之助君著（大好評）

墨士哥殖民案内

（最新刊）

◎四六判美本
◎定價三十五錢
◎郵稅四錢

▲卷頭墨士哥殖民地光景寫眞四葉挿入!!!

北米に於て將來本邦人の赴きて容易に殖民事業に從事し得べきの處は僅に一國のみ、其一國は何國なりやと云へは、曰く墨士哥と答ふるの外なし、本書は著者が本邦の殖民を彼地に送らんが爲め渡墨し、滯在一年間、備に彼國の事情を視察して、其最も有望なるを認め、歸來筆を執りて著せし所の物、此書を一讀せは、墨士哥渡航の心得より、有望なる農業の狀況、無盡藏なる水產業の狀態、好望なる鑛山業、本邦人の開業して有利なる商業、工業、牧蓄等の狀況を知るを得ると共に、其風俗、歷史、地理等をも知るを得べく、目下同國に活動し居る日本植民者の情態をも詳にするを得べし、海外に向つて大に活動せんとするの士は、是非共一讀する所なかるべからず、!!!
!!!

堀内新泉著（見よ此の大立志小説を!!!）

立志小説 觀音堂

前編（再版）
續編（新版）

○菊判美裝
○前篇定價四拾五錢
○續篇定價四拾五錢
○郵税各金六錢

△口繪 前篇には頗美麗なる三色版を添ふ!!! 續篇には又最優雅なる美麗寫眞版を添ふ!!!

本書は其材料を最も變化多き生涯に富める現代の大實業家某氏の實歴に採り樽大の筆を揮ひし物、運命の爲めに飜弄せられし一貧兒が觀音堂の殿前に於て、計らずも、大恥辱を受け、奮然蹶起、自己の手碗に鞭つて、健鬪勇戰、竟に一世の大實業家と爲るの徑路を寫す編は後編に至つて益々佳境に入り、讀者をして覺えず慨然として立ち天の一方を睨んで大に現下に爲すあらんとするの志を起さしむるに足る眞に是れ當代の珍書!!! 稀世の立志小説!!! 讀め!!!

前南禪管長勝峯大徹老師講述（初版忽賣切れ再版發行）

記憶長壽及膽力養成之要訣 内觀法

（再版）

○四六判美本
○定價三十錢
○郵税四錢

▲卷頭口繪八十翁大徹老師肖像挿入!!!

本書は現代禪門の偉傑勝峯大徹老師が親しく本社の爲に其多年間實驗せられし内觀法及び數息觀に就きて講述せられしもの内觀法は世人も知れる如く素と釋尊が其弟子周利盤特迦尊者の記憶力に乏しきを憐みて授け玉ひし秘法なるをて其記憶力增進法として有益なるは論ずる迄もなく古來禪門の偉傑は此法を修して能く八十歳百歳の壽命を保ちし上鋭氣猛烈膽斗の如きものありしを以て又之を長壽及膽力增進の要訣とも見るを得べし活社會に處して是等の諸德を其身に備へんとする者は本書を讀め!!!

松村介石先生述

◎眞生涯の礎

（新版）

○菊版頗美本
○定價卅五錢
○郵税六錢

人間と生れて人生の何物たるを解せず、蠢々昏々として糞蟲の如くに人生を空過するは、最も恥づべきの事なり、本書は本邦青年者崇拜の中心たる松村介石先生が深く此事を慮り、現代の青年をして、眞個立志的の生涯を遂げしめ、俯仰天地に恥ぢざるの生涯を送らしめんが爲め講述せられし物、誠に是れ廿世紀青年の何人も一讀せざるべからざるの良書!!! 心に煩悶を懷ける所の者は讀め!!! 眞個の大活躍を試んとする者は讀め!!!

三島霜川著（勇壯淋漓たる此珍書を讀め）

◎探檢小説 月島丸の行衛

（新版）

○菊判頗美本
○定價四十錢
○郵税六錢

▲卷頭口繪 勇士難船せる月島丸を逃れて上陸の光景挿入!!!

本書は世人も知れる如く東京商船學校所屬の練習船にして往年暴風海上に荒び狂瀾怒濤山を爲せるの際大膽にも大平洋にと乘出し惡戰苦鬪の末竟に伊豆半島の沖合に於て其船影を見失ひたりし物幾百の勇士之にあり其の末路や果して如何?! 著者は當時の眞事實に基き豐富なる想像を加へて此編を成す噫月島丸勇士の行衛は如何!!! 生か??? 死か??? 果た世界の一角に於て今尙ほ盛に活動しつゝあるか??? 此疑問を解せんと欲せは請ふ此探檢小説を讀め!!!!!!

成功雜誌社編纂

現代受驗法

《新刊》

本書は現社會の渦望最も盛んなるより既往五年間雜誌『成功』紙上に揭載せし最も有益なる受驗に關する記事を蒐めて一冊と爲せしもの誠に今日の各種受驗者に缺くべからざる良書なり現代の受驗者必ずや一卷を座右に備へざるべからず!!!

○菊版美製紙數二百十餘頁
○定價金四拾五錢
○郵稅六錢

堀內新泉君著

立志小說

歸鄉

《四版》

◉本書の英譯 今回東京帝國大學教授兼東京高等商業學校教授アーサー、ロイド博士、之を英譯して東京高等商業學校生徒の英文敎授用と爲せり 以て本書の眞價を知るべし!

△口繪「コロタイプ」寫眞挿入!!!

○菊版美製紙數二百十餘頁
○定價金四拾五錢
○郵稅六錢

米光關月君著

少年水滸傳

◉本書は支那に於ける不朽の小說水滸傳に倣ひて豪傑少年六人の大活劇を描寫せる物、今日の青年にして是を讀まば意氣は正に五大洲を呑み膽は正に全宇宙を壓するの概あるべし讀め!!! !!!

○四六版頑美紙數二百四十頁
○定價金參拾五錢
○郵稅四錢

久保任天君著

立志青年

世界無錢旅行

《再版》

◉大好評初版忽ち賣切れ再版發行

○四六版紙數二百餘頁
○定價金參拾五錢
○郵稅四錢

江見水蔭君著

探檢小說

無人島

《再版》

◉大好評再版又將に盡さんとす

◎本書は早稻田大學に於て支那留學生の敎科書と爲る以て其眞價を知れ

○四六版紙數二百餘頁
○定價金參拾五錢
○郵稅四錢

米國現大統領ルーズベルト著 本社譯(大好評讀め!!!)

米國義勇軍實戰記

鐵騎隊

《新刊》

○菊版頑美本
○定價金參拾五錢
○郵稅四錢

米光關月君著(大好評!!! !!!)

探檢小說

短刀英雄

《參版》

○菊判頑美本
○定價金參拾五錢
○郵稅四錢

「簡易生活」著者ワグネ氏著 本社譯(大好評)

現代青年

活動要訣

《新刊》

○菊判頑美製
○定價金參拾五錢
○郵稅六錢

石井研堂君著（福翁自傳にも勝りし此傳記を讀め!!!◉現代青年者必讀書!!!）

自助的人物典型 **中村正直傳** 《再版》 ○菊版美本 ○○定價金四十六錢 ○郵稅金參拾五錢

米國現大統領ルーズベルト著 本社譯（大好評七版忽ち盡き八版發行!!!）

奮闘的生活 《八版》 ○菊版頗美本 ○○定價金參拾五錢 ○郵稅金六錢

堀内新泉君著（天下大好評）

立志小說 **人の兄** 前編《八版》——○定價郵稅共四拾六錢 續編《四版》——○定價郵稅共六拾參錢

（兩編共目下品切れ）

成功雜誌社編輯

世界近代 **大博覽會寫眞帖** （以下略） ○○菊判頗美裝 ○○○定價金四十五錢 ○郵稅四錢

257
491